

## 江東区 ICT アドバイザー業務 事業者選定プロポーザル実施要領

### 1 プロポーザルの趣旨・目的

本区において、ICT を活用したデジタル化を更に推進し、より効率的な行政運営を実現するために、専門的な知識により情報システムの調達、構築、運用及び保守に関する客観的かつ効果的な助言や支援を行う ICT アドバイザー業務の事業者選定を公募型プロポーザル方式にて実施する。

### 2 業務概要

#### (1)業務名

江東区 ICT アドバイザー業務委託

#### (2)業務内容

別紙「江東区 ICT アドバイザー業務委託仕様書」のとおり

#### (3)契約期間

令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 5 年 3 月 3 1 日（金）

※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を 2 回まで更新することができる。

#### (4)委託上限額

ア 令和 4 年度 6,650,000 円（消費税込：年額）

イ 令和 5 年度 6,650,000 円（消費税込：年額）

ウ 令和 6 年度 6,650,000 円（消費税込：年額）

※ただし、委託上限額の予算の成立について、各年度とも各年の第 1 回江東区議会定例会における当初予算の議決を前提としているため、金額の変更又は契約の中止となる場合がある。それに伴い、応募者または受託候補者に損害が生じた場合であっても、本区はその損害の一切を負担しない。

### 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3)法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5)江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。

- (6)法人格を有している者であること。
- (7)東京都内に本社、支店または事業所を有していること。
- (8)当該業務について、過去10年間（平成24年4月1日以降）において地方公共団体や、その他官公庁（国など）で類似する業務の受託実績があること。

#### 4 公募スケジュール

プロポーザルは下記の日程で実施する。ただし、審査の状況等により変更になる場合がある。  
（本項以降の記載日程についても同様）その場合は、適宜その旨を参加者に連絡する。

No	項目	日程
1	公募開始（実施要領の公表開始）	令和4年2月 2日（水）
2	質問受付期間	令和4年2月 2日（水）～2月16日（水）
3	質問回答日	令和4年2月22日（火）
4	企画提案書等の提出期限	令和4年3月 3日（木）午後5時
5	第一次審査（書類審査）結果通知	令和4年3月11日（金）
6	第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和4年3月18日（金）
7	最終選定結果通知	令和4年3月23日（水）

#### 5 質問

##### (1)質問方法

質問書（様式5）に質問事項を記載の上、電子メールに添付して提出する。口頭による質疑は受け付けない。

##### (2)送付先メールアドレス

joho@city.koto.lg.jp

##### (3)件名

【提案者名】江東区 ICT アドバイザー業務質問書の送付

##### (4)回答方法

回答については、江東区ホームページのプロポーザル関連情報ページ  
（<https://www.city.koto.lg.jp/053101/20190319puropo.html>）に掲示を行う。

##### (5)回答日

令和4年2月22日（火）までに回答する。

## 6 企画提案書等の提出

### (1)提出書類等

	提出書類	数量	備考
①	参加表明書	1部	様式1
②	会社概要書	10部	様式2およびパンフレット等
③	業務受託実績書	10部	様式3
④	実施体制及び資格要件確認書	10部	様式4
⑤	企画提案書	10部	「7 企画提案書の記載内容」参照
⑥	価格提案書（見積書）	各1部 （※）	・様式任意
⑦	法人登記事項証明書 又は登記簿謄本	1部	・原本
⑧	法人税・法人事業税・消費税又は 地方消費税の滞納がないことの証明	1部	・発行日から3ヶ月以内のもの
⑨	①～⑧の提出書類の電子データを 収めたCD-RまたはDVD-R	正副2枚	・電子データのファイル形式は PDF

#### (※) ⑥価格提案書（見積書）の形式等について

(i) 宛先は「江東区 ICT アドバイザー業務事業者選定委員会委員長」とすること。

(ii) 下記のア・イ・ウの期間の委託費について別々に、税込金額にて見積ること。

ただし、見積金額はア・イ・ウについて、それぞれ全て同額とすること。

ア 令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

イ 令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

ウ 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

(iii) 見積の積算内訳は、以下の形式とすること。

1時間単価（税込）×651時間

※651時間は、仕様書にて定めた1年間の総執務時間

### (2)提出期限

令和4年3月3日（木）午後5時

### (3)提出方法

持参のみとする。事故等を防止するため、郵送は不可とする。

※江東区役所の閉庁日時および平日の正午～午後1時は受付不可。

### (4)その他

- ・提出書類等は返却しない。
- ・提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的には使用しない。ただし、プロポーザルの結果、契約者（受託事業者）となった事業者が提出した企画提案書等については、公文書開示請求があった場合は、江東区情報公開条例（平成13年3月14日条例第3号）に基づき、同条例に定められた非開示情報を除いて、原則としてすべて開示される。

## 7 企画提案書の記載内容

A4用紙で25ページを上限（表紙は除く）とし、以下の項目を記載すること。

- (1)「ICTの利活用による便利で質の高い行政サービスの提供と効率的な行政運営を推進するために情報システム部門が担う役割」について貴社の考え
- (2)「ICTにかかる経費の適正化」について貴社の支援内容
- (3)委託仕様書「5.(1)①支援内容」に対する支援内容
- (4)委託仕様書「5.(2)②支援内容・支援方法」に対する支援内容
- (5)その他、江東区の情報システム部門に有益と思われる支援内容があれば追記すること。

## 8 受託候補者の選定

### (1)受託候補者の選定方法

- ア 「江東区 ICT アドバイザー業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」とする）」において第一次審査（書類審査）および第二次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、失格者を除いた者の内、総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、総合点が審査配点の6割に満たない場合は、候補者として選定しない。

### (2)選定委員会の委員構成および審査配点、評価基準

- ア 選定委員会の委員は本区職員8名により構成される。
- イ 審査配点は、第一次審査（書類審査）1,050点〔内訳：書類審査110点×8名＋価格点170点〕、第二次審査（プレゼンテーション審査）640点〔内訳：プレゼンテーション審査80点×8名〕の合計1,690点とする。審査配点や評価基準の詳細は、別紙「評価基準」のとおり。
- ウ 選定委員会の委員構成や審査配点、評価基準についての質問は受け付けない。

### (3)その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 9 第一次審査（書類審査）

選定委員会の委員による書類審査を実施し、第二次審査の対象となる2事業者を選定する。

### (1) 審査期間

令和4年3月4日（金）から3月10日（木）まで

### (2) 審査結果通知日

令和4年3月11日（金）

### (3) 通知方法

全ての参加事業者に対し、電子メールにて通知する。また、第一次審査通過者に対しては、第二次審査の日時および会場等を併せて通知する。

## 10 第二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案書に基づくプレゼンテーション（質疑応答を含む）を実施する。

### (1) プレゼンテーション

1事業者55分以内（準備・片付け10分、提案内容等説明30分、質疑応答15分）のプレゼンテーションを実施し、選定委員会の委員が評価を行う。

#### ア 実施日

令和4年3月18日（金）

※集合時間や会場等については、第一次審査通過者あてに通知する。

#### イ 内容

提出した企画提案書および会社概要書、業務受託実績書、実施体制及び資格要件確認書（以下、「企画提案書等」とする）に基づき、以下の①～④の順番にて提案内容等の説明を行う。

①会社概要

②業務受託実績

③実施体制及び資格要件

④企画提案内容

#### ウ 実施体制等

- ・出席者は1事業者3名以内とし、説明は本業務を主体的に担当する者が行うこととする。
- ・電源、プロジェクター、スクリーンを区が用意する。ノートパソコン等のその他の機器を使用する場合は参加事業者が持参すること。
- ・説明のためにプレゼンテーションソフト（パワーポイント等）を使用することができる。また、印刷資料の配布を行うことができる。ただし、その内容については企画提案書等の要約や企画提案書等の具体的な補足等は認めるが、新たな提案等、企画提案書等に基づかないものは不可とする。印刷資料の配布を行う場合は、10部印刷し、当日持参すること。

### (2) 審査結果通知日

令和4年3月23日（水）

### (3) 通知方法

第二次審査参加事業者に対し、電子メールにて通知する。

## 11 契約手続き

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式6）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (3) 令和4年度予算が江東区議会において成立した場合に契約を締結する。

## 12 選定結果の公表

契約締結後、速やかに下記の公表事項を江東区ホームページのプロポーザル関連情報ページ

(<https://www.city.koto.lg.jp/053101/20190319puropo.html>) において公表するとともに、情報システム課において閲覧に供するものとする。なお、公表期間は、公表の翌日から1年間とする。

### 【公表事項】

- (1) プロポーザル参加事業者数  
※ 第一次審査参加事業者数および第一次審査通過（第二次審査参加）事業者数
- (2) 契約者（受託事業者）の名称、総合点及び選定理由  
※ 契約者（受託事業者）以外のプロポーザル参加者の名称および得点は公表しない。

## 13 その他留意事項

- (1) 提案手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）により届け出るものとする。
- (3) 企画提案書等及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (4) 企画提案書等及び価格提案書等の提出書類は、提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (5) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 選定期間中は、選定・審査の経緯に関する質問には一切応じない。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 電子メール等の通信手段における通信事故については、江東区はいかなる責任も負わない。

## 14 担当（書類等提出先）

江東区政策経営部情報システム課 松岡、山内、村田、助川

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

電話 03-3647-2922

メール joho@city.koto.lg.jp